

## EUにおける移住・家事労働者の権利保障と対人サービス分野の拡大をめぐって

中力えり（和光大学）

ILOの加盟国のうち、189号条約を批准しているのは、2016年9月末現在、全体で22ヶ国であるが、EU加盟国に限れば6ヶ国（イタリア、ドイツ、アイルランド、フィンランド、ベルギー、ポルトガル）である。家事労働者の権利保障を求めるこの条約の採択に尽力し、その後の批准にむけてのキャンペーンを展開したのがどのような勢力であったのか、国際食品関連産業労働組合連合会（IUF）や国際労働組合総連合（ITUC）などの労働組合、またさまざまなNGOの活動に着目しながらみていく。また、そうした動きにヨーロッパレベルでどのような議論や決議等があったのか、EU議会、欧州委員会、欧州経済社会評議会、欧州評議会などに着目しながら振り返る。

他方で、欧州委員会やEU加盟国レベルで進められてきた政策にも焦点をあてる。欧州委員会は1990年代から雇用を生み出しうる分野として家事労働に着目し、その拡大を目指してきた歴史がある。その後のEUの成長戦略（リスボン戦略、Europe 2020戦略等）との関連で、雇用創出以外にどのような論理が新たに加わっていったのかもみていく。また、フランスやベルギー等で進められた政策（例：税控除、バウチャー制度の導入等）との関連、シンクタンクや使用者団体などとのつながりについても、こうした政策の担い手にも着目しながらとりあげる。

一方では家事労働者の権利保障を求めた運動が展開され、他方では家事労働分野の拡大が目指されてきたわけだが、同じ人々、同じ労働にかかわることでありながら、それぞれを推進してきた勢力はこれまであまり接点をもたないできた。ILOが189号条約を採択することで、その後でどのような変化がみられたのかについてもみていく。